

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

1. 概要

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、今後の本市における農業経営の指標と、担い手への農用地の集積目標などを定めるもので、本市では、平成6年4月に策定し、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

現「基本構想」は、平成29年3月に見直しを行い、今年度で5年目となることから、見直しを行う。

見直しにあたっては、今年4月に見直された県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」や、本市農業の現況や農業施策基本方針、並びにJAや農業委員会の意見等を踏まえて行う。

2. 現「基本構想」の主な内容

他産業と均衡する農業所得（480万円）と労働時間（2,000時間）を確保する効率的かつ安定的な農業経営体（農家や農業法人等）を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示している。

【主な項目】

- (1) 市が育成すべき効率的安定的な農業経営の指標
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標
- (3) 育成すべき経営体の目標数
- (4) 上記の農業経営を営む者に対する農地の利用集積目標
- (5) 農地の利用集積の促進に関する事項

3. 見直しスケジュール（案）

- ・令和3年7月・8月 素案作成、庁内関係部署との調整、農業者との意見交換
- ・令和3年9月 県との中間案協議
- ・令和3年10月・11月 関係機関（仙台市農業委員会、JA仙台）との事前協議
- ・令和4年1月 市農政推進協議会での協議
- ・令和4年2月 関係機関の意見聴取
県との法定協議
- ・令和4年3月 決定、公表